法第三十一条の二第三項第一号及び第七項並びに法第三十一条の三第三項第一号及び第七項並びに令第十六条第五項	当該被共済者が退職した日の属する月までの期間	当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数及び再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数を合算して得た月数に相当する期間
法第三十一条の二第三項第一号及び法第三十一条の三第三項第一号	当該残余の額。	再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、当該政令で定める利率に当該厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額。
法第三十一条の二第七項	当該受入金額）	再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの期間につき、当該受入金額に対し、当該政令で定める利率に当該厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額）
法第三十一条の三第七項	当該移換額）	再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの期間につき、当該移換額に対し、当該政令で定める利率に当該厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額）
令第十六条第三項	、退職金共済契約	、当該被共済者に係る退職金共済契約であつて当該退職金共済契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、最初の退職金共済契約
	現に退職金共済契約	当該被共済者に係る退職金共済契約であつて当該退職金共済契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、現に最初の退職金共済契約
令第十六条第五項	当該残余の額。	再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの

法第三十一条の二第三項第一号及び第七項	（新設）	（新設）
	当該被共済者が退職した日の属する月までの期間	当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数及び再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数を合算して得た月数に相当する期間
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
令第十五条第三項	（新設）	（新設）
	、退職金共済契約	、当該被共済者に係る退職金共済契約であつて当該退職金共済契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、最初の退職金共済契約
	現に退職金共済契約	当該被共済者に係る退職金共済契約であつて当該退職金共済契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、現に最初の退職金共済契約
令第十五条第五項	当該被共済者が退職した日の属する月までの期間	当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数及び再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属